

防衛庁訓令第29号

人体落下さんの装備、装着及び使用に関する訓令を次のように定める。

昭和30年4月21日

防衛庁長官 杉原 荒太

人体落下傘の装備、装着及び使用に関する訓令

改正 平成29年3月31日省訓第22号

(目的)

第1条 自衛隊における人体落下傘（以下「落下傘」という。）の装備、装着及び使用に関しては、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第150条第3項の適用を受けるのほか、この訓令の定めるところによる。

(落下傘の装備)

第2条 航空機を装備する部隊等（幕僚監部及び機関を含む。以下同じ。）の長（以下「部隊等の長」という。）は、航空機を使用する場合は次に掲げる場合を除き

、当該航空機に搭乗している者の数に等しい数の落下傘を当該航空機に装備しなければならない。

(1) 初級及び中級滑空機を使用する場合

(2) 回転翼航空機を使用する場合

(3) 輸送機を使用する場合

2 部隊等の長は、前項各号の場合において必要と認めるときは、所要数の落下傘を装備することができる。

(予備落下傘)

第3条 部隊等の長は、航空機を使用する場合において必要と認めるときは、予備の落下傘を装備することができる。

(落下傘の装着)

第4条 第2条第1項の規定により落下傘が装備されている航空機に搭乗する者は、飛行中落下傘を常時身体に装着していなければならない。ただし、落下傘の構造上やむを得ない場合又は機内を移動する場合若しくは任務遂行上やむを得ない場合には、取り外すことができる。

(落下傘の使用)

第5条 落下傘は、生命に危険がある場合及び訓練又は試験のため必要な場合以外には使用してはならない。

(委任規定)

第6条 この訓令に定めるもののほか、落下傘の装備、装着及び使用に関し必要な事項は、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和30年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年3月31日から施行する。